

国民健康保険事業費納付金に甚大な影響をもたらす 「子ども・子育て支援金」の問題点とその対応について

2026年1月26日
被保険者委員 澤田和男

1. はじめに

2026年度から、従来の医療保険料に上乗せして「子ども・子育て支援金」を徴収されることになりました。国民健康保険料の場合は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」に、「子ども・子育て支援金分」が加わることになり、今でも高い国保料がさらに高額となります。

これに伴い、市町村が納付すべき「国民健康保険事業費納付金」の算定額にも甚大な影響をもたらします。

そこで「子ども・子育て支援金」の問題点と、愛知県として対応すべきと考える内容について述べます。

2. 子ども・子育て支援金の負担額は？

子ども・子育て支援納付金の総額は、制度が完成する2028年度に1.3兆円が見込まれ、2026年度はその6割程度、2027年度は8割程度とされているため、2026年度から開始して、段階的に増えていきます。国民健康保険の子ども・子育て支援納付金は、3千億円が見込まれており、そうすると国保の都道府県単位化に伴い新たに投入された3,400億円が実質的にないものとなってしまいます。

加入者が負担する保険料額については、こども家庭庁が2025年12月26日に試算額を示しました。

これによると、加入者1人当たりが新たに負担する国民健康保険の支援金額は、2026年度2,400円、2027年度3,600円、2028年度4,800円となります。1世帯あたりは、その約1.5倍となるので、2028年度には7,200円にもなります。

加入者1人当たり支援金額（年額）

	2026年度	2027年度	2028年度
国民健康保険	2,400円	3,600円	4,800円
後期高齢者医療	2,400円	3,000円	4,200円
被用者保険	3,600円	4,800円	6,000円
全制度平均	3,000円	4,200円	5,400円

※2026年度は試算額、2027・2028年度は見込み額

なお、愛知県後期高齢者医療保険料の改定案では、2026年度の子ども・子育て支援納付金が、2,576円と提案されており、こども家庭庁の試算2,400円を上回っています。国民健康保険でも、同様の提案がされないか心配します。

3. 子ども・子育て支援金の問題点①「医療給付と別の目的に保険料を徴収」

子ども・子育て支援金制度は、2023年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」を受けて、児童手当の拡充、高等教育の負担軽減、保育所の保育士配置基準の改善、出産・子育て応援交付金の支給などを内容とする「加速化プラン」の財源（3.6兆円）のうち、1兆円を「子ども・子育て支援金」で賄うために創設されました。

具体的に示された子ども・子育て支援策は重要な施策ですが、児童手当や保育・教育などは、医療の給付とは別の目的のために医療保険料に上乗せする合理的な理由はありません。

「厚生労働省も、厚生労働白書の中で『社会保険方式は、保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にある。保険料負担の見返りに給付を受けるという点において給付の権利性が高い』と説明しています」（国保実務 2025年1月6・13日合併号「新春デスク座談会」）

北明美福井県立大学名誉教授は、「医療保険料に上乗せして児童手当を支給している国は一つもありません」と指摘しています。

子ども・子育て支援金のような手法が認められると、将来的に「支援金」適用分野を拡大し、既存の保育制度の全面的な「社会保険化」も懸念されます。

「加速化プラン」に掲げられた施策は、本来公費で手立てされるべきものであり、医療保険の保険料に上乗せして賄うことは禁じ手だと言わねばなりません。医療保険で徴収する保険料の対象は、医療給付に係わるものに限定すべきです。

4. 子ども・子育て支援金の問題点②「実質的に保険料の負担増が避けられない」

子ども・子育て支援金制度の創設に当たって、「こども未来戦略」では、新たな社会保険料負担について、「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としており、そのことは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の附則第47条においても明記されています。

しかし、国民健康保険の被保険者は、無職者や非正規労働者、年金所得者が多く、賃上げ効果が得られないため、子ども・子育て支援納付金に係る保険料の負担増が避けられません。

5. 実質負担増とならないように国に要望書の提出を

神奈川県では、県内の全市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合と神奈川県の連名で、子ども・子育て支援金について、厚生労働省保険局国民健康保険課宛に「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう財政支援措置の実施等を求める要望書」を提出しています（資料参照）。

つきましては、愛知県においても、国に対して同様の趣旨の要望書を提出してください。また、今回の2026（令和8）年度の国民健康保険事業費納付金等の算定に当たっては、一般会計から県独自の補助を実施することを要望します。